

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(追加給付金)のご案内

国において、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、対象児童1人あたり10万円相当の支援を実施することが決まり、町では先行給付金として対象児童一人あたり5万円を支給しました。

今回は残りの5万円を追加給付金として次のとおり支給しますので、町から「支給に関する通知文」または「追加給付金の支給通知書」が届いていない支給対象者は申請書をご提出ください。

▶ 対象児童

次のいずれかに該当する児童が対象となります。

- ① 令和3年9月分(令和3年9月に生まれた児童は令和3年10月分)の児童手当の対象となっている児童
- ② 令和3年9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童
- ③ 令和3年10月1日～令和4年3月31日までに生まれた児童

▶ 支給対象者

対象児童の保護者のうち、主に生計を維持している方の所得が、次の児童手当の所得制限限度額未満の場合は支給対象者となります。

【児童手当の所得制限額】

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入の目安
0人	622万円	833万3千円
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万円
5人	812万円	1,040万円

※ 児童手当の特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を受給している方は、所得が児童手当の所得制限限度額を超えているため、支給対象者になりません

▶ 支給額

対象児童1人につき5万円

(先行給付金と合わせて10万円)

▶ 支給方法

申請書に記載された口座に振り込みます。

▶ 申請について

- ① 1月中旬以降に町から「支給に関する通知文」または「追加給付金の支給通知書」が届いた支給対象者

↓

申請は不要です

- ② 1月中旬以降に町から「支給に関する通知文」が届いていない支給対象者
- ③ 公務員の一部の方や高校生だけの世帯の方で「子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)」の申請をされていない方

↓

町に先行給付金と追加給付金の両方を申請していただく必要がありますのでお問い合わせください。

申請書は町のホームページからダウンロードできます

▶ 申請書の提出期限

2月28日(月)

※ ただし、提出期限後に出生届を提出する場合は、出生届と同時に申請してください

「子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金・追加給付金)」の詐欺に注意！

申請内容に不明な点があった場合、町からお問い合わせをすることがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料等の振り込みを求めることは、絶対にありません。

不審な電話がかかってきた場合は、速やかにお問い合わせまたは羽幌警察署(☎62-1110)にご連絡ください。

☎お問合せ先 福祉課子ども係 ☎68-7004